

議案第 6 9 号

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第 2 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項から第 6 項までの規定により決定した報酬の額とする。

4 月額の報酬を受ける第 1 号会計年度任用職員の報酬の額は、勤務 1 月につき、北本市職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年条例第 1 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 に定める職務の級が 2 級である

場合における最高の号給の給料月額（以下「基準給料月額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める。

5 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1日につき、基準給料月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1時間につき、基準給料月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において規則で定める。

7 報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用された規則で定める第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するもの（規則で定める者を除く。）に対して支給する。

10 期末手当の額は、規則で定めるところにより算定して得た期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額に、次の表に掲げる基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 月	100分の100
5 月以上6 月未満	100分の80

3 月以上 5 月未満	1 0 0 分の 6 0
3 月未満	1 0 0 分の 3 0

1 1 前項に規定する在職期間の算定に必要な事項は、規則で定める。

1 2 前 3 項に規定するもののほか、第 1 号会計年度任用職員の期末手当の支給方法については、給与条例第 1 7 条の 2 から第 1 7 条の 4 までの規定の例による。

(報酬等の特例)

第 3 条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第 1 号会計年度任用職員であって規則で定める者に対する報酬の額は、前条第 5 項及び第 6 項の規定にかかわらず、日額 2 0, 0 0 0 円又は時間額 5, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める。

(費用弁償)

第 4 条 第 1 号会計年度任用職員が勤務のため、その住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して規則で定める。

(給料等)

第 5 条 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務 1 月につき、基準給料月額を超えない範囲内において規則で定める。

3 第 2 条第 7 項の規定は、第 2 号会計年度任用職員の給料の額について準用する。

4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が 6 月未満の者その他の者であって規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給方法)

第7条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、その月の翌月の20日に支給するものとする。

2 報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第5条第1項に規定する手当に限る。)の支給方法については、第2条から前条まで及び前項に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

2 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

3 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第4項から第6項まで又は第3条に規定する報酬の額)」を加える。

第4条第3項中「給与」を「給与」に改める。

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第17条の4第1項」を「第17条の6」に、「すべて」を「全て」に改める。

第17条の6を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第17条の6 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中身体障害者相談員の項から外国語指導助手の項までを削り、同表期日前投票所の投票立会人の項の次に次の1項を加える。

学校運営協議会委員	年額	10,000円	
-----------	----	---------	--

(北本市職員定数条例の一部改正)

- 6 北本市職員定数条例(昭和38年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(臨時)」を「(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))」に改める。

(北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 7 北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)

第5条に次の2号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額（その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）

(5) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬及び給料のない職員 前2号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

（北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 前項の規定による改正後の北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

（北本市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 9 北本市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条と、第8条を第7条とする。

（北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 10 北本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条の表第17条の6の項を削る。

第24条中「第12条」の次に「（会計年度任用職員にあっては、

会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第 6 条）」を、「1 時間当たりの給与額」の次に「（会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定により規則で定めるものとされる勤務 1 時間当たりの報酬又は給与の額）」を加える。

（北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 1 1 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に、「市長が」を「規則の」に改める。

（北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 1 2 北本市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「社団法人北本市シルバー人材センター」を「公益社団法人北本市シルバー人材センター」に改め、同条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 1 3 北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法」の次に「第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法」を加える。

（北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 1 4 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中「、第 16 条第 2 項及び第 17 条の 6」を「及び第 16 条第 2 項」に改め、「、給与条例第 17 条の 6 中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と」を削る。